

処 分 基 準

B - e - 26

令和元年 10 月 1 日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第 107 条の 5 第 2 項
処 分 の 概 要： 自動車等の運転禁止
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第107条の 5 第 2 項 (自動車等の運転禁止等) 道路交通法施行令第40条第 2 項 (自動車等の運転禁止の基準)
処 分 基 準： 自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先： <ul style="list-style-type: none">運転免許の取消し又は 90 日以上の免許停止の場合 愛知県警察本部運転免許課運転者管理室 (聴聞) 電話 (052) 951-1611 内線 781-243、24490 日未満の免許停止の場合 愛知県警察本部運転免許課運転者管理室 (執行) 電話 (052) 951-1611 内線 781-226、228
備 考：